

「中小業者の悩みは民商へ」と広げよう！

中小業者の現状にしっかり目を向けた施策を！

名古屋市内の6民商は、10月29日(火)午後2時から、市交渉を行い、約30人が参加しました。はじめに、愛商連服部会長が「税金滞納による倒産が昨年を上回っている厳しい状況。その上、昨年インボイス制度が強行実施され、初めて消費税申告をした人の中には、廃業を検討あるいは、借金して払うケースもあった。インボイスによる不当な値引き要請も後を絶たない。私たちは引き続き、インボイス廃止へ運動していく。名古屋市は、平成25年4月に中小企業振興条例を制定している。地域小規模業者に配慮した行政をお願いしたい」と挨拶。日本共産党の田口市議が「インボイス制度廃止の意見書の請願について議会で発言したが共産党以外は賛成せず、不採択となった。物価高騰、インボイス制度などで苦しむ、中小業者の声に耳を傾け、名古屋市政として生かしてほしい」と話しました。進行は、昭天瑞民商の榊原会長が担当しました。

中小企業施策では、北部民商の小塩会長が「名古屋市は、景気が回復基調にあると言っているが、私のまわりでは、いろんな業者が次々と廃業している。注視するというのは、注意して見るという意味だが、見るだけでいいのですか」と問いました。また西部民商の小林局長も「中小業者がこんなに苦しいことを認識しているのか。注視するだけでいいのか」と当局に迫りました。また、リフォーム助成制度に対する、要望が市民から寄せられていることを認めたものの、実施に向けた検討については、従来の回答からの前進はありませんでした。



発言する小塩会長

地方税では、滞納相談の分割納付の相談件数を把握し、市民の相談に丁寧に対応するよう求めました。社会保障の分野では、西部民商の森会長が、高すぎる国保料の引き下げを要望し発言。また、民商の相談事例として国保料の滞納がある業者が、相談の上、分割納付しているにも関わらず、差押を受けた件について南民商と西部民商から発言がありました。最後に、所得税法56条の問題について、愛婦協の長井さんと加藤さんから「本当に検討してもらっているのか」「検討したうえで、前進した回答をお願いします」と訴えがありました。板平南民商会長より、「支払いの心配で寝ていても目が覚めることがある。そういう業者が名古屋市にはたくさんいる。住んでいてよかった名古屋市を作ってください」と閉会の挨拶をおこない、終了しました。

会員・商工新聞読者を増やそう！ 共済会・婦人部・青年部の加入のご協力もお願いします

10月は、「なんでも相談会」のビラを山田支部の役員中心に約2000枚配布しました。

守山東支部の三島さんは、先日退会された元役員の三浦さんに商工新聞を拡大。

前田婦人部長は、知り合いの配管工事の業者や保険屋さんに勧めて読者を2人増やしました。

会員の拡大では、先月一人親方労働保険の要求で入会した人が、今月はじめにひとり紹介してくれて入会。その後、「監督署で紹介された」と外国人3人が入会。また、小塩会長が訪問、対話した美容院の方が入会し、5人増えました。11月は、守山区で「なんでも相談会」を開催予定。

すでに、守山東支部役員会では、誰に何枚ビラを配ってもらうか、相談しています。

年内に、400名を回復できるよう、引き続き、みなさんからの紹介をお願いします。



出張法律相談開催中 (担当) 名古屋北法律事務所 伊藤勤也弁護士

10月は2人の相談者がありました。11月の出張法律相談は下記の日時に行います。

相談を希望する方は、民商までご連絡ください。

<日時> 11月27日(水) 午後2時～4時(1枠30分)

<場所> 民商事務所3階